

## 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という)第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「法人」という。)の平成 30 事業年度(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)の業務について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告します。

### I 監査の方法及びその内容

熊代輝義監事は平成 31 年 4 月 1 日に就任し、就任前の期間における監査事項については前任の柿内久弥監事より聴取し、監査事項に関わる過年度の監査関係資料を承継しました。就任後は役員会、運営会議その他重要な会議に出席するとともに、各部門より業務の現状について説明を受けました。

令和元年 5 月から 6 月の定期監査において平成 30 年度の業務実績報告書、自己評価書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び事業報告書、決算報告書(以下「財務諸表等」といいます。)、業務、内部統制等監査に必要な資料及び各会議の記録を関係部門より収集し、その内容について監査を実施しました。併せて理事長、理事、プログラムディレクター、部長、領域長、室・課長、熱帯・島嶼研究拠点所長に対して、平成 30 年度の業務に関してヒアリングを実施しました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等を検証するにあたっては、通則法第 39 条の規定に準じた監査を受嘱した監査法人が、独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、当該監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、当該監査法人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該年度の監査を実施しました。

### II 監査の結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、概ね法令等に従い適正に実施され、また、第 4 期中長期計画の 3 年度としての目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認めます。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

法人の長の意思決定は、役員会、運営会議、各部門での会議等を通じて職員に

速やかに伝達、周知されています。内部統制の諸課題については、これらの会議体及び内部統制委員会、リスク管理委員会、安全衛生委員会等の各委員会を通じて抽出、議論され、必要な事項は、役員会に報告され、職員に周知されています。

- 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実  
役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。また職員についても同様の違反事例は認められません。
- 4 財務諸表についての意見  
通則法第 39 条の規定に準じた監査受嘱者である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 5 事業報告書についての意見  
事業報告書は法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

### III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 給与水準の状況  
その水準は、国家公務員の水準と比較して、妥当と認めます。
- 2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況  
競争性を確保した公正かつ透明な調達を実施しています。また、適正な経理処理及び経費削減に向けた改善策も継続して実施されました。
- 3 法人の長の報酬水準の妥当性  
その水準は妥当なものとして認めます。
- 4 保有資産の見直し  
適切に行われています。

令和元年 6 月 21 日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

監事	熊代輝義	印
監事(非常勤)	井上眞理	印